

令和8年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和8年（2026年）7月16日（木）
午後2時20分～午後3時40分
場所 市庁舎本館6階619会議室

- 1 出席者 古城会長、宇山委員、平田委員、遠藤委員、深田委員、小池委員、児玉委員、三觜委員、重田委員、齊藤委員、横溝委員、綾部委員

以上12名

（欠席者：1名）

事務局：磯部健康・こども部長、長島保険年金課長、秋元課長代理、高梨課長代理、五十嵐課長代理、平尾主査、林主査、松塚主事

以上8名

- 2 傍聴者 0名

- 3 開会
過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により会議は成立した。

- 4 議事
次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：協議会次第に従いまして議事を進めます。
議題（1）「令和7年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（1）について、資料を確認しながら令和7年度決算の概要や特徴、国民健康保険税の収納率等について説明した。

会 長：事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。わからない点などありましたら、ぜひ挙手いただければと思います。

委 員：9ページの積立ですが、今回積立がなくても5%は確保できる数字のようですが、これはできるときに積立で確保しておいたほうがいいという考えでしょうか。

事務局：基金の積立については、県に運営主体が移る中で令和15年度までに準統一ということで想定されております。完全統一は令和18年度ですが、そこまでの間に調整するにあたり、保険税率が急に上がってこないよう、激変緩和の財源として基金を見込んでおります。必要なタイミングで激変緩和のために取り崩して活用するというものになりますので、積めるときには積むということです。一方で、先ほど申し上げた2億8000万余のラインを割り込むと、今度は特別会計の歳入でいただく金額が目減りしてしまうというところがありますので、ここは割り込まないように維持していくことを

目標に運用している状況です。

委員：17ページの出産育児一時金のところで、件数が昨年度と同じで、支給額が少し上がっていますが、これは一人一人の支給額が変更になったということでしょうか。

事務局：出産育児一時金につきましては基本的には50万円ですが、例えば、令和6年度に出産をして45万円かかりました。残り5万円は市役所に来ていただいて、後から5万円を支給することになりますが、申請の時効が2年間あるので、どうしても金額の差が出るということです。

会長：他にはいかがでしょうか。

委員：先ほどの説明の中で、準統一や完全統一という話がありましたが、その年数等の確認や説明をもう一度聞かせていただきたいです。

事務局：現在、運営主体が県に移った中で完全に統一するのは令和18年度です。その前に準統一という形で税率部分等を統一していこうというのが令和15年度になります。現在、完全統一については全国でばらつきがありまして、既に完全統一をしている県はあるような状況ですが、神奈川県は国が求めるところぎりぎりの令和18年度ということになっています。一方でここが前倒しできないのかという議論が昨今されている状況です。今のところ神奈川県の方針としては令和18年度に完全統一です。結論として、令和15年度に準統一を図るということは、もうそこからは県からこの税率でお願いしますという形になります。県全体がそのような形になりますから、それに向けて色々な条件を揃えていくという流れの中にある状況です。

事務局：少し補足をさせていただきます。今お話をしました、令和15年度と18年度ですが、令和15年度にはこの税率でお願いしますという形で、県から決められてしまいます。例えば、国保財政の中で、もっと税率を上げなければいけない状態でもその税率で行わなければいけないというところが、令和15年度になります。令和18年になりますと、税率を含め県内市町村全てこの数値ですという形になり、これが完全統一になります。そのため、令和15年度と18年度をにらみながら基金やそれ以外の部分を調整しているという状況です。現在、全国で2件、大阪府と奈良県で完全統一していますが、今の平塚市の税率より高くなっている状況です。おそらく完全統一すると、各地域の医療費の状況が違いますが、税率が高くなってしまうと想定しております。まだこの先どうなっていくか不透明な部分がありますが、いずれにしても令和15年度と18年度の準統一、完全統一を意識しながらやっていく状況にあります。

会長：ありがとうございます。ここら辺の動きはまだ資料がないので、ぜひ次回以降、準統一、完全統一に関わる資料をいただけると理解しやすいと思います。他にはいかがですか。

委員：今の説明にあった、準統一と完全統一の違いをもう少し教えていただきたいです。

事務局：税率の話だけすると、令和15年度は県が統一で税率を示してきます。令和15年度からはそれに従わなければなりません。令和18年度になると、税率を含め、県から示される数値を県下一斉に設定します。それがどのぐらいになるのか予想がつきませんが、税率が高くなることを予想しておりますので、平塚市としては令和元年頃から少しずつ上げさせていただいています。もし上げなかったとすると、一気に上げる際に被保険者の方へ影響が出ますので、平塚市としては少しずつ上げている途中になっているところです。

委員：令和15年度から17年度、準統一が3年間ぐらい続いてくるということですね。

事務局：やはり色々と調整をしなければなりませんので、完全に仕組みを同じにするための準備期間があります。今、令和8年ですが、そこに向けて準備をしている状況です。

会長：他にはいかがでしょうか。

委員：8ページの収支の経緯のところで、3つ（形式収支・単年度収支・実質収支）が黒字化すると、健全経営ということを以前から説明いただいていた。令和7年度は全て黒字化できたということで、結局のところ何が良くて全部黒字にできたのでしょうか。

事務局：要因としましては、国民健康保険税の部分が予算額に比して4.5%上振れをしております。また、繰越金が前年度の約800万円から約1億200万円増額したところが大きいと考えております。一方、令和8年度は現在進行中で、こちらは昨年度の本協議会でお諮りした通り、税率を上げた形になっております。その部分の予算に対して収納率等含めて、どれだけ入ってくるか、その他国保特別会計における各支出金や、色々な財源等ございますので、歳出の状況も含め、どの程度でやっていくか考えながら進めております。

委員：18ページの傷病手当金について伺いたいです。新型コロナウイルスが令和5年に2類から5類に変更になり、その後時効を含めて令和8年度は消滅しましたが、この傷病手当金は感染した方が自己申告で市に申請したものののでしょうか。もう1点、傷病手当金について、今後、新型コロナのような新たな感染症が出てきた場合、その都度傷病手当金を支援事業としてやっていくのか、そのことについて伺います。

事務局：傷病手当金について少しご説明させていただくと、国民健康保険の被保険者の方が、コロナによって労務に服することができなくなった場合に、その期間の生活保障として、一定額を支給する制度として、令和2年度から開始しております。支給要件として、国民健康保険に加入し給与の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染した方と、発熱等の症状があり感染が疑われる方が対象になります。支給期間については労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間となっており、直近の継続した3ヶ月間の給与収入合計額を就労日数で除した金額の3分の2を掛けて、それに日数を掛ける計算式で算出します。そういった方が申請手続きによって傷病手当金の給付を受けられました。もう1点、今後というところで、新型コロナウイルスの傷病手当金が申請の時

効を迎え、令和8年度の当初予算から予算計上しておりません。この先新たな感染症等が出てきたときというお話かと思います。この部分というのは、働けない状況等の期間を保証するということとなります。国民健康保険の保険者として、それは被保険者の皆様でその部分を賄うというところに繋がっていきますので、慎重な運用が必要になります。新型コロナの傷病手当の際には、国からの財政支援がありましたので、それに基づいて給付を行いました。この先新たな感染症等が出てきた際には、国から通知等があるかと思うので、その状況に応じて平塚市でも準備をしていくものと考えております。現在のところは、傷病手当金に当たるものを単独でやってしまうと費用負担を皆様にお願ひする形になるので、財源が見込めない制度上の措置は今のところ考えておりません。

委 員：ありがとうございます。

会 長：他にはいかがでしょうか。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：他に御意見等もないようですので、議題（1）「令和7年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」は、終了させていただきます。次に、議題（2）「令和8年度平塚市国民健康保険資格給付取組方針、及び医療費適正化への取り組み、令和8年度平塚市国民健康保険税収納対策取組方針」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（2）について、資料を確認しながら資格給付、医療費適正化及び保険税収納対策に関する取組方針について説明した。

会 長：事務局から議題（2）について説明がありました。大きく分けて1つは、国民健康保険の財政を健全に運営していくために、資格給付の取り組みと収納対策を強化していくところです。もう1つは被保険者の方の健康を守り、適切に医療費を扱っていただくための取り組みということで、医療費適正化等の保険事業の取り組みが紹介されました。内容について、御質問、御意見などは、ございませんか。

委 員：25ページの保険証回収率のところで、現在、保険証の新規発行は終了していますが、この回収は資格確認書のことでしょうか。あと、マイナ保険証の方で保険の資格が変わった場合、どのように手続きをされているのか、併せて教えていただきたいです。

事務局：回収率につきましてはマイナ保険証を含めた数値になります。また、マイナ保険証で保険の資格が変わった場合、例えば国保から社保に加入された場合は、ご本人様が市役所にご来庁、または、郵送等により手続きを行っていただき、脱退の処理を行います。

委 員：31ページの健診受診率のところですが、クオカードの進呈等、色々力を入れていますが、受診率がさらに上がることで、補助金の比率が上がる等、何かあるのでしょうか。逆に下がってしまった場合に、何かペナルティーが発生する等はありませんでしょうか。

事務局：県の特別交付金の指標に特定健診の受診率は反映されます。また特定健診の受診率が上がることで、今後の健診結果の改善が期待できますので、生活習慣病発症の予防に繋がっていきます。実際に数年健診を受けた方の生活習慣病の医療費は、健診を受けてない方に比べると抑えられているという分析もございますので、医療費の適正化に繋がっていると考えます。

事務局：令和7年度について、特別交付金の保険者努力支援制度では、平塚市は県内で3位という順位になっております。各種項目の中で、特定健診等の項目もあり、この状況によって歳入の金額に影響が出てくると考えております。平塚市は例えば、個人インセンティブや診療情報提供等で良い結果が出ていますので、そういったものの中で、良い数字になっていると考えております。

会 長：11ページ目に特定健診の受診率によって県からの特別交付金が上下するところの項目があり、そこに影響がありますのでご確認いただければと思います。
他はいかがでしょうか。

委 員：28ページにマイナ保険証の利用率100%を目指すと記載がありますが、直近ではどのぐらいの利用率がありますか。

事務局：直近につきましては、令和8年3月の情報を確認しており、利用率は73.65%となっております。同時期の全国平均の利用率は68.42%ですので、全国値に比べて平塚市は高い状況であると考えております。

委 員：追加の質問ですが、現在のマイナ保険証の保有率はどれぐらいでしょうか。

事務局：平塚市国保の加入者でマイナ保険証の登録率が73.4%、その中で、マイナ保険証として利用されているのが73.65%となっております。

委 員：38ページの調定額という言葉があって、これはどういった意味でしょうか。

事務局：入ってくる予定の金額と捉えていただければと思います。

委 員：42ページの滞納世帯数と差押件数の関係はどうなっているのでしょうか。

事務局：過去に加入されていた方も含めて、全額お支払いしていない世帯が6,084世帯ございます。今現在国保に加入されている方、過去に加入されていた方、それを含めて令和7年度末で6,084世帯あった形になります。その中で財産調査等により実際に差押ができた件数が264件になります。

委 員：仮に差押が全てできれば、世帯数イコール差押件数、42ページの①と②が同じになるのでしょうか。

事務局：実務的なところで、6,000世帯を職員で調査していますが、すぐに差押できるものもありますし、中々スムーズにいかないものもあります。差押禁止額というものがござ

いまして、例えば、給与が30万円入りました、30万円全てを差押することができません。法律で、1人あたりの金額や家族状況に応じて差押禁止事項があり、児童手当は差押できない等、そういったものを確認してできる金額を差押しているところです。それと、差押金額と差押による収納額の違いですが、例えば、差押額が30万円とした場合、生命保険の換価額が30万円あります。ただしそれは即時に取り出せるわけではなく、ある程度滞納者との接点を設けて、あなたは支払わなければならないと折衝を行いますので、その差が生じてくる形になります。

委員：毎年大体6,000世帯で滞納世帯数が推移しており、それが残っているように見えますが、取組等はいかがでしょうか。

事務局：6,000世帯をなるべく圧縮させるということは至上命題と思っており、いくつかの手法は考えております。pipitLINQを活用して多くの財産調査をしています、中には調査をしてもそもそも財産がないケースもございます。あと、そこから差押に係る手続きが複雑になり、長期化することもあります。例えば、売掛金がある自営業者の方がいた場合、売掛金を支払っている業者さんに連絡して、口座を確認、売掛金の相手先に確認をした上で差押すると、1件つき1・2ヶ月かかることになります。色々なケースの6,084件、それが中々回っていかないような現状があります。資力がある世帯、資力がない世帯というのをしっかり選別して取り組んでいきたいと思っています。

委員：滞納世帯についてですが、6,000世帯いますが、低所得者や病気を抱えている方、あとは保険税を払いたくないという世帯もあるのか、その辺の割合が分かれば伺いたいです。

事務局：国民健康保険に入られている方は自営業や無職の方、会社を退職された方が多いため現役世代よりも収入が低い傾向にございます。中には自営業で稼いでいる方もいらっしゃいますが、一般的な社会保険に比べると、国民健康保険の所得者層というのは低いと言われております。令和7年度の途中段階ですが、年収が400万円以上の世帯が全体の約7%ぐらいです。所得がゼロの世帯は32.5%、100万円以下が23.7%、200万円以下が19.8%でかなり生活は厳しい印象を受けております。所得ゼロでも保険税は免除にならず、どうしても負担が上がってしましますが、保険税を収めるようお願いしております。支払いの拒否に関しては、表立って拒否をする方はそこまでいません。皆様、支払わなければいけないとわかっていると思います。ただ、長期にわたり払ってない世帯もいまして、それが低所得者ではなく、自営業を行っている方も中にはいらっしゃいます。ケースバイケースといいますか、例えば、子どもがたくさんいる世帯でしたり、本当に払いたくないというケースも何件か見受けられます。そういう方たちに対しては、事業者でしたら売掛金の調査をして、売掛金を差押える等をやっております。

委員：35ページの重複・頻回受診者、重複・多剤投薬者対策事業でお伺いします。すごく重要な事業だと思いますが、この事業をやる中で、効果がある方ない方の特性や、この年代の方でこういう薬ですと効果があるが、逆にこういう方は難しいとか、何か特性がありましたら教えてください。

事務局：特性を分類して分析していませんが、複数の薬局からいただいている薬が重複していることに気づかないでいた方は、通知や電話、訪問等で指導させていただく中で、改善していただけることがございます。まずはご自身のお薬について確認、相談して、改善いただくことを目指してやっています。

会 長：他にいかがでしょうか。

委 員：資料にはありませんが、医療費適正化のところをお伺いします。リフィル処方箋というものがありますが、これが中々進んでないように思われます。リフィル処方箋を簡単に説明させていただきますと、同じ処方箋を最大3回まで繰り返し利用して薬局で薬を受け取れる仕組みです。これによってかなり医療費が削減できると思いますが、自治体としてこの辺の働きかけについて何かありますでしょうか。

事務局：リフィル処方箋の利用については、保険者努力支援制度の評価指標でも項目がございまして、市としては医療費通知のお知らせの中で周知をしているところです。個人的なアプローチというよりは、市民の方にこういったものがありますという周知になっております。

委 員：これも科によるとと思いますが、慢性疾患等になればリフィル適用になることは多いと思います。しかし、科が限られることと、私は眼科ですが、実際にはまだ難しいと思います。内科で症状が安定している方、あと高齢で通院が難しい方というのは、適用になるのではないかと思います。今まで患者さん側からリフィル処方箋についての問い合わせは、科にもありますが、私は受けたことはありません。

委 員：利用する場合は、医師から提案するのですか。それとも患者さんから聞かれて処方するのですか。

委 員：例えば、理由があって中々通院できないため、そういうものがあれば活用したいという相談は、受ける可能性はあると思います。

会 長：他にいかがでしょうか。

委 員：25ページの口座振替数が目標に到達していない報告がありましたが、今の納付書は、QRコード等で払いやすくなってきて、そういう理由によって件数が落ちているのか、それとも収入がない等、どのような傾向があるのか、わかる範囲で教えていただきたいです。

事務局：まず、国保に加入される場合に、窓口で口座の登録をお願いしています。ここで登録していただければ、自動引き落としになりますので、支払い忘れや、払わないで終わってしまうことを防止することができます。その中での口座登録状況ですが、実績等を見てみると、やはり納付書でコンビニ払い等をした方が一定数いらっしゃいます。課としては、色々な手法を組み合わせ、保険税を確実にお支払いいただきたいと考えています。口座登録につきましては、資格窓口に委託事業者を導入しておりま

して、審査等でお待ちいただく間に委託職員がWebからの口座登録手続きについてご案内する取組も始めています。サポートしながら手続を進めると、何件かはそれで登録いただいた実績もありますので、そういった取組等を含めて、口座登録について目標を掲げて実施しているところです。

事務局：口座振替をお願いする際に、最近の傾向としては、例えば楽天銀行やセブン銀行のようなネット銀行をお持ちの方が目立ってきた印象です。ネット銀行は口座振替ができないため、その都度納付書払いになります。また、今までは口座振替でしたが、納付書払いに変えたいという方も一定数いらっしゃいます。色々理由はあると思いますが、例えば、ポイントがもらえるからクレジット決済をしたい等、そういった声も多少あると聞いております。

会 長：他にいかがでしょうか。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：他に御意見等もないようですので、議題（2）については、事務局の説明どおりとさせていただきます。次に、議題（3）「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：事務局からは特にございません。

会 長：以上で今回、用意された議題は全て終了しましたが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：特に無いようですので、議事にかかる事項を終了させていただきます。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局：それでは、これをもちまして、令和8年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。次回の第2回は11月19日の木曜日、午後2時から619会議室で開催させていただく予定です。長時間にわたり、ありがとうございました。

5 閉会

令和8年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。